

長岡市・与板町合併協議会規約

(設置)

第1条 長岡市及び与板町（以下「両市町」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、合併協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(名称)

第2条 協議会は、長岡市・与板町合併協議会と称する。

(担当事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 両市町の合併に関する協議に係る事務
- (2) 法第5条の規定に基づく新市建設計画の作成に関する事務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、両市町の合併に関し必要な事務

(事務所)

第4条 協議会の事務所は、長岡市幸町2丁目1番1号長岡市役所内に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第6条 会長は、両市町の長が協議して、次条第1項に規定する委員となるべき者のうちからこれを選任する。

2 協議会に副会長1人を置くこととし、副会長は、両市町の長が協議して、委員のうちからこれを選任する。

3 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第7条 委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 両市町の長
- (2) 両市町の助役又は当該市町の長が指定する当該市町の職員
- (3) 両市町の議会の議長
- (4) 両市町の議会の議長がそれぞれ推薦する当該両市町の議会の議員 各市町ごとに1人
- (5) 両市町の長がそれぞれ推薦する当該両市町の住民の代表 各市町ごとに2人

(6) 両市町の長が協議して定める学識経験を有する者 3人

2 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長の職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 委員(副会長を含む。次項及び次条において同じ。)の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長は、会議を招集しなければならない。

3 会議の開催場所及び日時は、会議に付議すべき事項とともに、会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第10条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

4 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、別に定める。

(小委員会)

第11条 協議会は、担当事務の一部について専門的に調査、審議等を行うため、小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り、別に定める。

(幹事会)

第12条 協議会に提案する事項について協議又は調整を行い、及び次条に定める分科会の活動の進行管理等を行うため、幹事会を置く。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第13条 協議会に提案する事項について専門的に協議又は調整を行うため、行政分野別に分科会を置く。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第14条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の事務に従事する職員は、両市町の長が協議して定める者をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第15条 協議会に要する経費は、両市町の負担金その他の収入をもって充てる。

2 前項の両市町の負担金の額は、両市町の長が協議して定める。

(監査)

第16条 協議会の出納の監査は、両市町の長が協議して委員のうちから選任する者(以下「監査委員」という。)2人に委嘱して行う。

2 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第17条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報償費及び費用弁償)

第18条 会長、副会長、委員及び監査委員は、報償費及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項に定める報償費及び費用弁償の額並びにその支給方法等については、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第19条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、別に定める。

附 則

この規約は、地方自治法第252条の2第2項の規定による告示の日から施行する。